

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第2 回期日(20231031)提出の書面です。

令和5年(ネ)第292号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 大江千束 外

被控訴人 国

## 代理人意見陳述

(控訴人らが苦しむスティグマについて)

2023(令和5)年10月31日

東京高等裁判所第2部c d係 御中

控訴人ら代理人 弁護士 大崎茉耶

控訴人ら代理人意見陳述の要旨は下記のとおりである。

### 記

#### 第1 はじめに

1 スティグマとは、社会に充満する差別意識が醸成する、特定の属性に対する負のイメージを指します。法律上同性のカップルを含めた性的マイノリティ当事者は、多数派と異なる性的指向又は性自認を理由に、差別や偏見の対象となることがあります。そして、婚姻制度からの排除は、性的マイノリティ一般に対する差別・偏見と相まって、法律上同性のカップルは社会的に承認されないもの、法律上異性のカップルよりも劣後するものというより強烈な差別・偏見のメッセージを發します。法律上同性のカップルは、法制度により強化されたスティグマの中で、精神的に著しい苦痛を感じながら生活せざるを得ない状況にいます。こうした状況を打破し、性的マイノリティがスティグマに晒されることなく安心して生活を送るためには、法律婚制度を、法律上同性のカップルも享受

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第2 回期日(20231031)提出の書面です。

できる地位にあることを明確にする他ありません。以下その理由を述べます。

## 第2 性的マイノリティに対し、スティグマが与える影響

1 世の中に蔓延るスティグマは、様々な形でその対象とされた属性の当事者に襲い掛かります。例えば、当該属性への拒絶、蔑み、ヘイトスピーチ等、挙げればきりがありません。また、スティグマに晒され続けることで、性的マイノリティ自身がスティグマを内在化させ、孤立感や自己嫌悪等、強いストレスを抱えることもあります。控訴人ら性的マイノリティは、幼少期から現在に至るまで、日常の中で、時に全くの第三者から、時に親しい人から、無数の心理的ストレスを与えられ続けているのです。宝塚大学の日高教授の研究によっても、性的マイノリティはいじめの被害や自傷、自殺未遂等の経験が、異性愛者より高い割合となっており、スティグマはその属性当事者の命すら脅かすことが報告されています。

2 また、これまで立証してきた通り、性的マイノリティを「異常」「道徳的に許されない」などと声高に叫ぶことが許容されている現状において、性的マイノリティは差別に晒されないために、自分の性的指向や性自認を隠して生きていかざるをえなくなっています。そして、存在が不可視化されることで、スティグマの再生産・助長・固定化という悪循環に陥るのです。

## 第3 婚姻からの排除が、性的マイノリティに対するスティグマの大きな要因であること

1 性的マイノリティの命まで脅かすスティグマですが、その醸成に大きく寄与しているのが、法律婚からの排除です。また法律上の同性カップルは、国勢調査において「夫婦」でなく「他の親族」として集計されます。このような、法律上同性のカップルに対する、社会的承認が不要、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第2 回期日(20231031)提出の書面です。

実態の把握も不要という国の態度は、法律上異性のカップルに劣るもの  
だというスティグマを助長させ、固定化します。

- 2 スティグマで生じる様々な不利益により、控訴人らを含む性的マイノリティ当事者は人格的生存権を脅かされており、個人の尊厳が侵害され、憲法24条1項、同2項、14条に反する状態にあります。

#### 第4 スティグマの解消に必要なもの

- 1 性的マイノリティの生存・尊厳を脅かすスティグマは、早急に解消されるべきです。日高教授は、「法律をはじめとする社会的システムの中に異性愛以外の性的指向を肯定的にとらえていくこと、異性愛者と平等な扱いをしていくこと」を繰り返し行っていくことが必要と説いています。憲法学者の安西教授は、法律や政府の行為には、特定の属性の人々には劣等であるというスティグマを押し付けることにより心理的な害悪を蒙らせる側面があるとも指摘します。

スティグマ解消に向けた社会的システムの構築、活用、そして公権力によるスティグマの明確な否定があってはじめて、スティグマ解消に向けて前進できるのです。

- 2 ここで重要なのは、法律婚からの排除によるスティグマの解消をするためには、法律上同性のカップルにも、法律上の異性カップルと同一の法律婚制度を解放するほかないということです。

控訴人ら法律上同性のカップルと、法律上異性同士のカップルとの生活実態には、全く差がありません。それにもかかわらず、法律上同性であるという理由だけで婚姻制度から排除されているという事実が、性的マイノリティに対するスティグマを助長・固定化しているのです。

仮に、法律上同性のカップルに対して、法律上異性のカップルとは異なる婚姻類似制度を与えるのであれば、そのこと自体が、性的マイノリティには性的マジョリティと同じ制度を使わせる必要がない、マジョリ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第2 回期日(20231031)提出の書面です。

ティよりも劣った存在であるというスティグマの強化につながります。

したがって、憲法24条1項、同2項、憲法14条に反する状態を是正し、スティグマを解消して性的マイノリティ当事者の人格的生存を保障するためには、別制度ではなく、法律上異性のカップルと同じく、その関係性が婚姻によって社会的に承認されることが必要不可欠です。

## 第5 さいごに

法律上異性のカップルと、被控訴人らの生活は、本当に何の差もありません。好きな人と、一緒に生活して、時に喧嘩もしながら、長年にわたって信頼関係を紡いできたものに他ならない彼らに、なぜ法律婚という最後の承認だけが与えられないのでしょうか。

様々なスティグマに悩み、声を上げることすら難しい当事者は大勢います。そんな当事者が少しでも平穏な生活ができるよう、婚姻という制度の利用を性的マイノリティに開放することが不可欠です。